

多子世帯に対する スマイル支援金（5万円/対象児一人あたり）のご案内

受給には手続きが必要です

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する多子世帯に対し、これからの生活を笑顔で過ごすことができるように、その一助として支援金を支給します。

【対象児：平成31年4月～令和5年4月1日までの間に出生した第3子以降の乳幼児】

支給対象となる可能性のある保護者

平成31年4月1日から令和5年4月1日までの間に
出生した第3子以降の乳幼児（市民）を養育している

はい

現在、対象児を含む3人以上の
子どもを養育している

いいえ

はい

養育している3人以上の子どもは、
対象児の誕生日において全て20歳未満

いいえ

はい

申請日において住民登録があり、さらに
1年を超えて定住する意思を持っている

いいえ

はい

支給対象となる可能性あり

支援金を受け取るためには、申請が必要です。

提出期限：令和4年11月30日（水）当日消印有効
（もしくは、対象児の誕生日の翌日から起算して、3月以内）



支給対象外

支給対象者には
該当しません。

また、次の条件も全てに該当する必要があります。

1	同一世帯者の全員が、市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）、国民健康保険税を滞納していないこと。
2	暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。

申請手続き（要件や提出書類）は裏面をご確認ください。

①申請

11月末迄
もしくは、
出生して
3ヶ月以内



◆要件

<対象児>

- ・申請日において第3子以降の子（市民）
- ・生年月日がH31.4.1～R5.4.1の乳幼児

<対象者>

- ・3人の子を養育している保護者（市民）
- ・1年を超えて定住する意思がある など

◆提出書類

- ・支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ・本人確認書類の写し
（免許書やマイナンバーカード等の写し）
- ・振込先金融機関口座確認書類の写し
（預金通帳やキャッシュカード等の写し）

②受付 審査等



◆審査

- ・提出書類の審査

◆支給決定（対象児一人につき支援金5万円）

- ・支援金の支給を決定（対象者に通知）

◆口座振り込み

- ・金融機関の指定口座に振り込み依頼

③入金



◆入金確認（対象児一人につき支援金5万円）

- ・支給申請書兼請求書の指定口座に入金



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



筑後市 企画調整課

0942-53-4245 受付時間9:00~17:00（土日祝を除く）